

## 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱

平成 26 年 2 月 28 日

平成 27 年 5 月 7 日一部改正

平成 27 年 10 月 9 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け、府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政 第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号通知。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第 3 の 2 に規定する長期避難者生活拠点形成として行う事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 46 条第 3 項に基づく生活拠点形成交付金をいい、以下「交付金」という。）の交付については、法、福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年政令第 115 号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号。以下「規則」という。）、法第 5 条に規定する福島復興再生基本方針、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第 1 生活拠点形成事業計画の作成及び提出

#### 1 生活拠点形成事業計画の作成主体

福島県及び法第 45 条第 1 項に規定する避難先市町村（以下「避難先市町村」という。）（法第 44 条第 1 項に規定する避難元市町村（以下「避難元市町村」という。）その他の地方公共団体が法第 45 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する事業又は事務を実施する場合にあっては、福島県、避難先市町村及び当該地方公共団体）は共同して、同項に規定する生活拠点形成事業計画を作成する。

#### 2 対象地域

生活拠点形成事業計画の作成の対象となる地域は、避難先市町村の区域内における公営住宅の整備その他の法第 39 条第 1 項に規定する居住制限者（以下「居住制限者」という。）の生活の拠点を形成するために事業を行う地域とする。

### 3 生活拠点形成事業計画の提出

交付金を充てて生活拠点形成事業計画に基づく事業又は事務（以下「生活拠点形成事業等」という。）を実施しようとする福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体（以下「福島県等」という。）は、次に掲げる事項を記載した生活拠点形成事業計画（様式1-1、1-2、1-3及び1-4）を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、生活拠点形成事業計画の提出を受けた場合には、別表に掲げる生活拠点形成事業等を所管する大臣（以下「交付担当大臣」という。）に回付するものとする。

- ① 生活拠点の形成に関する目標
- ② 公営住宅の整備又は管理に関する事業概要
- ③ 生活拠点形成事業等（②の事業を除く。）の事業概要及び居住制限者の避難の状況との関係
- ④ 生活拠点形成事業等に要する費用
- ⑤ 生活拠点形成事業等の実施主体
- ⑥ その他必要な事項

### 4 計画期間

生活拠点形成事業計画に記載する計画期間は、平成25年度から令和7年度までのうち、避難元市町村の避難指示解除見込み時期等を勘案し、福島県等が設定するものとする。ただし、別表に掲げる事業ごとの性質に鑑み、内閣総理大臣が特に必要があると認める場合には、この規定によらず個別に定める事ができる。

### 5 生活拠点形成事業計画の添付書類

生活拠点形成事業計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- ① 生活拠点形成事業等を実施する場所を明らかにした図面
- ② 生活拠点形成事業等に要する費用の算出に係る基礎資料
- ③ 生活拠点形成事業等の実施に係る工程表（i 法手続・許認可等、ii 地域等の合意形成、iii 調査・測量・設計、iv 用地買収、v 工事、vi その他必要な事項について記載した月次工程表）（参考様式）

### 6 生活拠点形成事業計画に位置付ける事業に関する留意事項

福島県等は、生活拠点形成事業計画を作成するに当たり、居住制限者の生活拠点の形成のために真に必要なかつ有効な生活拠点形成事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めることとする。

## 7 生活拠点形成事業計画の変更

福島県等は、生活拠点形成事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の生活拠点形成事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、④又は⑤の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の生活拠点形成事業計画を提出すれば足りることとする。

- ① 生活拠点形成事業等の新設又は廃止を申請する場合
- ② 生活拠点形成事業等のいずれかの事業又は事務について、生活拠点形成事業計画における計画期間全体を通じた総交付対象事業費を増額する場合
- ③ 交付決定単位又は生活拠点形成事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合
- ④ 第8の2に規定する年度間の調整及び第8の3に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の生活拠点形成事業計画の提出に併せ、様式3を添付することとする。）
- ⑤ その他の変更の場合

## 第2 生活拠点形成事業等

福島県等は、生活拠点形成事業計画に法第45条第2項第2号に規定する事業（以下「生活拠点事業」という。）を記載するほか、同項第3号に規定する事業（以下「関連基盤整備等事業」という。）並びに生活拠点事業及び関連基盤整備等事業（以下「基幹事業」という。）と関連して実施される同項第4号に規定する事業等（以下「避難者支援事業等」という。）のうち、生活拠点形成事業計画に定めた目標を実現するために必要となる事業又は事務を記載する。

### 1 基幹事業

#### (1) 対象事業

基幹事業は別表に掲げる事業とする。

#### (2) 事業要件

基幹事業は、交付担当大臣が交付要綱等に定める要件を満たす事業であり、かつ、次に掲げる事業のいずれかに該当する事業とする。

- ① 居住制限者が入居する公営住宅の整備又は管理に関する事業
- ② 居住制限者の生活拠点の基盤を整備するために必要な事業
- ③ 居住制限者の生活の安定を図るために必要な事業

### (3) 交付額

基幹事業の交付額は次のとおりとする。

$$\text{基幹事業の交付額} = A + B$$

A：基幹事業の交付対象事業費(a)に、基本国費率(b)を乗じて得られる額(a×b)

B：基幹事業の交付対象事業費(a)から、A及び福島県等以外の者(民間事業者等)が負担する額(c)を減じた額に1/2を乗じて得られる額((a-A-c)×1/2)

(a)、(b)及び(c)は、基幹事業ごとに交付担当大臣が交付要綱等で定めるものとする。

## 2 避難者支援事業等

### (1) 対象事業

避難者支援事業等は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務とする。

ただし、原則として、次に該当する事業又は事務は除く。

- ① 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業又は事務
- ② 別途国の負担又は補助を得て実施する事業又は事務
- ③ 個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務

なお、内閣総理大臣は、避難者支援事業等に関する配分計画を作成するに当たっては、避難者支援事業等が福島県等がその創意工夫を発揮して、その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施されることに十分に配慮しつつ、当該事業の公益性及び国が実施する他の施策との整合性を勘案する。

### (2) 基幹事業との関連性

避難者支援事業等の実施を要望する福島県等は、生活拠点形成事業計画において、実施される避難者支援事業等と基幹事業との関連性を合理的に説明することとする。

この場合において、関連する基幹事業には、福島県にあっては避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体が実施主体となるもの、避難先市町村にあっては福島県又は避難元市町村その他の地方公共団体が実施主体となるもの、避難元市町村その他の地方公共団体にあっては福島県又は避難

先市町村が実施主体となるものを含むものとする。

(3) 交付の対象となる事業費の総額及び交付金の交付額

- ① 避難者支援事業等の事業費の総額は、生活拠点形成事業計画ごとに基幹事業の交付対象事業費の合計額から福島県等以外の者（民間事業者等）が負担する額の総額を減じた額に、0.35 を乗じて得られる額を上限とし、福島県等ごとに算定する。

なお、上記福島県等ごとの避難者支援事業等の総額の算定に当たっては、関連する基幹事業の実施主体にかかわらず、避難者支援事業等の事業費の交付を受ける福島県等の避難者支援事業等の事業費を合計する。

- ② 避難者支援事業等の交付額は、当該事業の事業費に  $8/10$  を乗じて得られる額とする。

(4) 配分の弾力化

第2の2の(3)の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、避難者支援事業等に関する交付金の配分に当たっては、各地方公共団体のニーズや事業の進捗状況等を勘案し、次の場合には、弾力的に対応するものとする。

- ① 公営住宅の整備の規模が小さく、基幹事業費が少額である場合等、第2の2の(3)の規定により算定される上限額を超えて避難者支援事業等に関する交付金を交付する必要があると認められる場合
- ② 生活拠点形成事業計画を共同で作成する者が合意の上で、両者の避難者支援事業等に関する交付金の額を合計した額が両者の避難者支援事業等の交付の上限となる額を合計した額を超えない範囲内において、福島県等に対し避難者支援事業等の交付の上限となる額を超えて、交付金を交付することを求める場合

### 第3 配分計画の作成

内閣総理大臣は、福島県等から生活拠点形成事業計画の提出を受けた場合には、生活拠点形成事業等に要する経費について交付担当大臣が所管する関係行政機関へ予算の移替えを行うため、関係する交付担当大臣と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる生活拠点形成事業等ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、福島県等における生活拠点形成事業等の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

### 第4 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、生活拠点形成事業計画を提出した福島県等に対し、第3で作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

#### 第5 交付金予算の移替え

内閣総理大臣は、第3により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、交付金の予算を別表に定める交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

#### 第6 交付決定単位

交付決定単位は、福島県等ごと、かつ交付担当大臣ごととする。

#### 第7 交付申請

第4により交付可能額の通知を受けた福島県等は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣を経由し、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、福島県等が複数の生活拠点形成事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、生活拠点形成事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

#### 第8 交付金の執行

##### 1 基金の造成

福島県等は、生活拠点形成事業等の実施に当たり基金を造成し、生活拠点形成事業計画の計画期間内にこれを取り崩して生活拠点形成事業等を実施することができる。

基金の設置及び管理については、交付担当大臣が定める交付要綱等、内閣総理大臣が各交付担当大臣と連名で定める基金管理運営要領等によるものとする。

##### 2 年度間の調整

福島県等は、前項の基金を造成せずに生活拠点形成事業等を実施する場合において、当該生活拠点形成事業等の進捗に遅れが生じた場合には、当該年度に実施した事業費の額を上限として、基幹事業については第2の1の(3)により算定される交付額を超えて、避難者支援事業等については第2の2の(3)により算定される交付額を超えて、当該年度に交付された交付金の全てを充当することができるものとし、次年度以降受けようとする交付額を調整するものとする。

ただし、事業完了時点において当該生活拠点形成事業等に充当した交付額

の総額は、計画終了時点において生活拠点形成事業等の実施に要した交付対象事業費の実績額に対して、第2の1の(3)又は第2の2の(3)の規定により算定される、交付額の総額を超えないものとする。

### 3 事業間の流用

福島県等は、第8の1の基金を造成して生活拠点形成事業等を実施するに当たり、避難元市町村その他共同で生活拠点形成事業計画を作成した地方公共団体の同意を得た上で、同一の交付担当大臣が交付する事業間の流用を行うことができる。

また、福島県等は、第8の1の基金を造成せずに生活拠点形成事業等を実施するに当たり、同一の交付決定の範囲内においては、避難元市町村その他共同で生活拠点形成事業計画を作成した地方公共団体の同意を得た上で、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

### 4 交付決定前の着手

#### (1) 交付可能額通知後の交付決定前の着手

福島県等は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に生活拠点形成事業等に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書(様式4)を内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

#### (2) 交付可能額通知前の交付決定前の着手

福島県等は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、生活拠点形成事業等に着手する必要がある場合には、当該事業が基幹事業である場合に限り、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書(様式5)を内閣総理大臣及び内閣総理大臣を経由し交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

#### (3) 交付決定前の着手に関する留意事項

交付金交付決定前着手申請書の提出を受けた内閣総理大臣及び交付担当大臣は、速やかに承認の可否を判断し、交付担当大臣にあつては内閣総理大臣を経由して福島県等にその結果を通知するものとする。

なお、福島県等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該生活拠点形成事業等に着手するものとする。

### 5 費用の縮減

福島県等は、生活拠点形成事業等の実施に当たっては、生活拠点形成事業等の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

## 第9 適正化法の特例

### 1 実績報告

適正化法第14条の規定による実績報告（事業又は事務の廃止に係るものを除く。）は、生活拠点形成事業等ごとに行うことを要しないものとし、福島県等は、内閣総理大臣を経由し、各交付担当大臣に対し、交付決定単位ごとに、全ての生活拠点形成事業等が完了した場合、又は、交付の決定等に係る国の会計年度が終了した場合に、実績報告を行うものとする。

### 2 補助金等の額の確定等

適正化法第15条の規定による交付すべき額の確定は、各交付担当大臣が、生活拠点形成事業等に係る交付金として交付すべき額の総額を交付決定単位ごとに確定する。

## 第10 生活拠点形成事業計画の実績等に関する評価及び公表

### 1 生活拠点形成事業計画の公表

福島県等は、生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出し交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第1の7の生活拠点形成事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の生活拠点形成事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣、福島県等は、修正前の生活拠点形成事業計画を公表することができるものとする。

### 2 生活拠点形成事業計画の進捗状況の報告及び公表

福島県等は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から生活拠点形成事業計画の期間の終了の日の属する年度（以下「計画終了年度」という。）までの毎年度の内閣総理大臣が指定する日までに、生活拠点形成事業計画の進捗状況を把握し、様式6により、生活拠点形成事業計画の進捗状況を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

### 3 生活拠点形成事業計画の実績に関する評価及び公表

福島県等は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び生活拠点形成事業等の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する



評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。福島県等は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

#### 4 公表の方法

福島県等は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

#### 第11 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、福島県等に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

#### 第12 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び交付担当大臣は、情報の共有を図るなど相互に連携協力し、生活拠点形成事業等を実施する福島県等に対し、当該生活拠点形成事業等の円滑な実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

#### 第13 指導監督交付金

- 1 国は、都道府県が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。
- 2 前項の交付金を交付する場合には、内閣総理大臣は指導監督交付金に係る配分計画を作成するものとする。

#### 第14 その他

その他生活拠点形成事業等の要件、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。なお、内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に対し交付金の交付に関する書類を提出する場合の手續については、別紙に定めるところによる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 制度要綱附則第2項の規定による廃止前の長期避難者生活拠点形成交付金

制度要綱（平成 25 年 5 月 15 日付け、復本第 839 号・警察庁甲官発第 170 号・25 文科政 15 号・厚生労働省発会 0515 第 24 号・25 農振第 397 号・国官会第 345 号通知）第 1 の 3 の規定により生活拠点形成事業計画（以下「旧事業計画」という。）を提出した福島県等が、この要綱に基づき国の交付金の交付を受けようとする場合にあっては、当該交付金の交付については、旧事業計画を第 1 の 3 の規定に基づき提出された生活拠点形成事業計画とみなして、この要綱の規定を適用する。

- 3 前項の場合において、第 2 の 2 の（3）の①の規定による避難者支援事業等の算定に当たっては、基幹事業の交付対象事業費の合計額及び避難者支援事業等の事業費の総額には、旧事業計画に記載した基幹事業の事業費及び避難者支援事業等の事業費を含めるものとする。
- 4 第 3 項の場合において、第 10 に規定する生活拠点形成事業計画の評価及び公表に当たっては、旧事業計画に記載した事業又は事務及び第 1 の 3 の規定に基づき提出された生活拠点形成事業計画に記載した事業又は事務を一体的に扱うものとする。

附 則（平成 27 年 5 月 7 日）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 9 日）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

番号		生活拠点形成事業等	直接交付先			交付担当大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関
			市町村	都道府県	うち、 間接補助として市町村に交付されるもの		
A-1	生活拠点事業	災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)	○	○		国土交通大臣	国土交通省
A-2		災害公営住宅家賃低廉化事業	○	○			
A-3		東日本大震災特別家賃低減事業	○	○			
A-4		公営住宅等ストック総合改善事業	○	○			
B-1	基幹事業 関連 基盤 整備等 事業	交通安全施設等整備事業		○		警察庁長官	警察庁
C-1		公立学校施設整備費国庫負担事業	○	○		文部科学大臣	文部科学省
C-2		学校施設環境改善事業	○	○			
C-3		幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		○	○		
C-4		埋蔵文化財発掘調査事業	○	○			
D-1		認定こども園整備事業		○	○	厚生労働大臣	厚生労働省
D-2		保育所等の複合化・多機能化推進事業		○	○		
D-3		保育所緊急整備事業		○	○		
D-4		放課後児童クラブ整備事業	○	○	○		
D-5		児童福祉施設等整備事業	○	○			
D-6		子育て支援のための拠点施設整備事業		○	○		
D-7		介護基盤復興まちづくり整備事業		○	○		
D-8		介護基盤の緊急整備等特別対策事業		○	○		

D-9	関連 基盤 整備 等 事業	施設開設準備経費助成特別対策事業	○	○	○	厚生労働 大臣	厚生 労働省	
D-10		定期借地権利用による整備促進特別事業	○	○	○			
D-11		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	○					
D-12		地域介護・福祉空間整備推進事業	○					
D-13		被災者生活支援事業		○	○			
D-14		社会福祉施設等施設整備事業	○	○				
D-15		水道施設整備事業	○	○				
E-1		「農」のある暮らしづくり事業	○			農林水産 大臣	農林 水産省	
F-1		道路事業	○	○		国土交通 大臣	国土 交通省	
F-2		下水道事業	○					
F-3		都市公園事業	○	○				
G-1		廃棄物処理施設改良・改修事業	○			環境大臣	環境省	
◆（関連する 基幹事業番号）			避難者支援事業等	○	○	○	福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体が、当該避難者支援事業等の関連性を説明した基幹事業を所管する大臣	左記交付担当大臣が所管する関係行政機関

福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体が  
国に福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の  
交付に関する書類を提出する場合等の手続について

（内閣総理大臣に書類を提出する場合の手続）

第1条 福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体（以下において「福島県等」という。）は、以下に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、復興庁に提出するものとする。その際の復興庁の提出窓口は、福島復興局、富岡支所又は浪江支所とする。

- 1 法第45条第1項に規定する生活拠点形成事業計画
- 2 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1の7に規定する変更後の生活拠点形成事業計画
- 3 実施要綱第10の1に規定する修正した生活拠点形成事業計画
- 4 実施要綱第10の2に規定する生活拠点形成事業計画の進捗状況
- 5 法第48条の規定により読み替えられた東日本大震災復興特別区域法第83条第1項に規定する生活拠点形成事業計画の実績に関する評価
- 6 実施要綱第11に規定する報告又は資料
- 7 その他の福島県等が内閣総理大臣に提出する福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）（以下「交付金」という。）に関する書類

（交付可能額の通知に関する手続）

第2条 内閣総理大臣は、実施要綱第4の規定に基づき、交付可能額を通知しようとするときは、復興庁を経由して、これを通知するものとする。

（内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に書類を提出する場合の手続）

第3条 福島県等は、交付金の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするとき（施行規則第18条第2項の規定により、内閣総理大臣を経由して提出する場合に限る。）は、別紙様式を添付の上、復興庁を経由して提出しなければならない。その際の復興庁の経由窓口は、福島復興局、富岡支所又は浪江支所とする。

（内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類）

第4条 福島県等は、別表に掲げる交付金の交付に関する書類を交付担当大臣

に提出しようとするときは、内閣総理大臣を経由してこれを提出しなければならない。また、その際には、前条の規定に基づき、復興庁を経由するものとする。

(交付決定の通知に関する手続)

第5条 交付担当大臣は、交付要綱に基づき、内閣総理大臣を経由して福島県等に対して交付決定通知書、交付額確定通知書その他の書類を送付しようとするときは、復興庁を経由して、これを送付するものとする。

(別表) 内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類 (第4条関係)

内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に提出しなければならない書類

- ・適正化法第5条の規定に基づく交付の申請書及び変更交付申請書
- ・適正化法第9条に基づく交付申請の取下げに係る書類
- ・交付金交付決定前着手申請書 (実施要綱第8の4)
- ・適正化法第12条に基づく状況報告に係る書類
- ・適正化法第14条に規定する実績報告に係る書類
- ・交付金の支払いを受けようとする際に提出する請求書
- ・その他実施要綱、交付要綱において内閣総理大臣を経由して提出するものとされた書類

(別紙様式)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）に関する書類の  
交付担当大臣への提出について

福島復興再生特別措置法施行規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の書類  
を各交付担当大臣まで提出願います。

記

1. 交付申請書（〇〇大臣宛て）
2. 交付申請書（〇〇大臣宛て）



(様式 1 - 1)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

生活拠点形成事業計画の提出について

福島復興再生特別措置法第 46 条第 1 項の規定に基づき、生活拠点形成事業計画（令和〇～〇年度）を提出します。

※ 以降に、生活拠点形成事業等を実施する場所及び生活拠点の形成に関する目標を簡潔に記載願います。

(記載例)

なお、生活拠点形成事業等を実施する場所は、別紙のとおりとし、生活拠点の形成に関する目標は、「〇〇町復興計画（〇年〇月策定）」、「△△町復興計画（△年△月策定）」等に記載しております。

(様式1-2)

〇〇市(町村) 生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等

基金設置の有無:

設置の時期: 令和〇〇年〇月〇日

令和〇〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、福島県等 以外の者が負 担する額を減じ た額	各年度の交付対象事業費								全体事業費 (注4)	復興交付金の 交付を受けた 災害公営住宅 整備事業等の 総交付対象事 業費 (注5)	全体事業 期間 (注6)	備 考(注7)																		
									平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 ・ 令和元年度	令和2年度					令和〇〇年度																	
1	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~																			
2	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~																			
3	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~																			
4	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~																			
5	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~																			
6	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		~																			
合 計							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>		~																			
							(うち市町村交付分)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>			(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>														
														(うち県交付分)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>										
																					(うち基幹事業)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>			
																												(うち避難者支援事業等)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>
都道県名		担当部局名		担当者氏名		メールアドレス																																
市町村名		電話番号																																				

(注1) 「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、避難者支援事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2) 「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3) 「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。ただし、復興交付金の交付を受けた災害公営住宅事業等がある場合は、交付期間にかかわらず、当該事業費を含める。

(注4) 「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注5) 居住制限者のための災害公営住宅整備事業等として復興交付金の交付を受けた事業については、復興交付金事業計画に記載された当該災害公営住宅整備事業等の総交付対象事業費を記載する。

その場合は、「総交付対象事業費」欄及び「各年度の交付対象事業費」欄は空欄とする。

(注6) 「全体事業期間」は、平成29年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成29年度以降も含めて記載する。

(注7) 年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注8) 担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注9) 上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注10) 各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。

(別 紙)

※生活拠点形成事業等を実施する場所がわかる図面を添付してください。

(様式 1-3)

〇〇市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和〇年〇月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名		事業番号	
交付団体				事業実施主体 (直接/間接)	
総交付対象事業費		(千円)	全体事業費	(千円)	
事業概要					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
居住制限者の避難の状況との関係					

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

〇〇市(町村)生活拠点形成事業計画 令和〇年度 生活拠点形成事業等

省庁名: 〇〇省

令和〇年〇月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、福 島県等以外の者が負担す る額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 避難者支援事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
							合計額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
								0	0	0	0	0	
								<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	

都道府県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	

- (注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、避難者支援事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- (注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(実施要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
- (注4)基金を造成して生活拠点形成事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。
- (注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に実施要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。
- (注6)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式2)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

生活拠点形成事業計画の変更について

令和〇年〇月〇日付けで提出した〇〇市生活拠点形成事業計画について、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱第1の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式3)

令和〇年度 〇〇市生活拠点形成事業計画に係る年度間調整・事業間流用届

提出者名： \_\_\_\_\_

省庁名： \_\_\_\_\_

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

①年度間調整を行った場合

(単位：千円)

No.	事業名	事業番号	交付決定時点		年度終了時点		翌年度交付額調整額 b-c	備考
			交付対象事業費のうち、福島県等以外の者が負担する額を減じた額	本年度に交付される交付額 (a)	本年度に実施した交付対象事業費のうち、福島県等以外の者が負担する額を減じた額	本年度に充当した交付額 (b)		
合計								

②事業間流用を行った場合

共同で生活拠点形成事業計画を作成した 地方公共団体の同意の有無	<input type="checkbox"/> 同意有 同意した地方公共団体名 ( _____ )
------------------------------------	---

(単位：千円)

No.	事業名	事業番号	交付決定時点		年度終了時点		流用額 (d)	備考
			交付対象事業費のうち、福島県等以外の者が負担する額を減じた額	本年度に交付される交付額 (a)	本年度に実施した交付対象事業費のうち、福島県等以外の者が負担する額を減じた額	本年度に充当した交付額 (b)		
合計								

(注) 基金を造成して事業を実施する場合には、「本年度に交付される交付額 (a)」には本年度に交付される交付額と本年度の事業に取り崩すために基金に残した額の合計額を、「本年度に充当した交付額 (b)」には基金からの取崩額を記載する。

(注) 「流用額 (d)」には、他事業に流用した額を記載する。他事業から流用があった場合にはマイナスで表記する。

③同一地方公共団体（福島県等）が策定した計画間で事業費の流用を行った場合

(単位：千円)

事業費の流用を行う計画名	流用額	備考

(注) ①については実施要綱第8の2を適用する場合、②・③については実施要綱第8の3を適用する場合に記入する。

(注) 交付決定時点は、交付決定の変更を行った場合は最終の交付決定の額を記載する。

(様式4)

年 月 日

〇〇大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

令和〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）

交付決定前着手申請書

令和〇年〇月〇日付〇〇〇で交付可能額通知を受けた〇〇市生活拠点形成事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 生活拠点形成事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由



## 別記条件

福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該生活拠点形成事業等に着手するものとする。

(様式5)

年 月 日

内閣総理大臣 殿 (〇〇大臣 殿)

地方公共団体の長の氏名

令和〇年度福島再生加速化交付金 (長期避難者生活拠点形成)

交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 生活拠点形成事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該生活拠点形成事業等に着手するものとする。

(様式6)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

令和〇年度生活拠点形成事業計画の進捗状況の報告について

令和〇年度生活拠点形成事業計画について福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱第10の2の規定に基づき、別添のとおり進捗状況を報告します。

(参考様式)

# 〇〇市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等工程表(令和〇年度)

令和〇年〇月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	事業番号	事業名 令和〇年度	事業実施主体	
項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考
法定手続き・許認可等					
地域等の合意形成					
調査・測量・設計	→				
用地買収		→			
工事			〇〇〇工事	→	
				△△工事	→
その他(議会等)					

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。